

そうだんまどぐちいちらん
相談窓口一覧

- 次木市教育センター 「いじめ」ホット電話相談 受付時間：月～金 9:00～17:00 0120-147-970 072-627-5511
- すこやかホットライン（子どもからの相談） 受付時間（電話）：06-6607-7361 月～金 9:30～17:30（土日祝・年末年始は休み）
Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp 下記のQRコードからもアクセスできます（学校で配付されたカードにも掲載しています）
- すこやか教育相談24 受付時間：24時間 0120-0-78310
- LINE相談「すこやか相談@大阪府」（大阪府教育センター） 受付時間：日・月・火・水・木曜日 19:00～22:00
利用方法：下記QRコードからアクセスできます
（学校で配付されたカードにも掲載しています） すこやかホットラインQRコード



LINE相談QRコード



いばら き しきょういく い いんかい きょういくちよう
茨木市教育委員会 教育長からのメッセージ

本市教育委員会では、「茨木っ子プラン ネクスト5.0」の最重要取組みのひとつとして、いじめ・不登校対策の充実のもと、いじめの積極的認知と解消、いじめを生まない集団づくりなどに取り組んでおり、日常の些細な場面からしっかりとアンテナをはり、いじめの芽や兆候をキャッチし、その段階から対応できるよう、各学校において注意深く子どもたちを見守っており、様々な取組を通して、子どもたち自ら「SOS」を発信できるように、取り組んでいるところであります。

さらに、令和4年12月生徒指導提要の改訂により、子どもたちの成長を支える視点のもと、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう学校づくりに取り組んでおります。本リーフレットは、低学年用・高学年用・中学生用と発達段階に応じた内容でそれぞれに配付しております。子どもたちが「いじめ」という課題に向き合うことで、自分自身や人の思いや考えに寄り添い、自分にできることを考えることができるよう願っております。

子どもたちの明るい未来のために、これからもご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

いばら き しきょういく い いんかい きょういくちよう おかだ ゆういち
茨木市教育委員会 教育長 岡田 祐一

ひとり ぼくめつ
「一人じゃないよ」～いじめ撲滅テーマソング～

- いつか 君の胸に 届けたいから
自由 この道 とともに手をとりながら 君と一緒に歩いてゆく
めぐりめぐる 広い世界の中で
はっきり聞こえる 君の声 君のサイン 今すぐ 全て受け止めたい
もう 君は一人じゃないよ 抱え込まなくていい
歌にのせて 君に この想いが伝わればいいな…
- いつも 僕の胸に 問いかけてみる
ランドセルの中 君がくれたやさしさ 今度は僕が伝えるとき
泣きたいときや 逃げてしまいたいとき
今すぐに そばで 寄り添い受け止めるよ つらい想いが消えるように
もう 君は一人じゃないよ わたしがそばにいる
歌にのせて 君に この想いが伝わればいいな… 伝わればいいな…

さくし いばら き しりつしょうがっこう じどう せいと
作詞 茨木市立小中学校 児童・生徒
さつきく いばら き しきょういく い いんかい
作曲 茨木市教育委員会

さあ 心重ねて
世界中を かけめぐろう
仲間が そばにいるよ
今 明日へと ふみだそう
ララ ララ ラララ
ララ ララ ラララ…

いじめ防止リーフレット（保護者用）

え がお
子どもの笑顔が
あふれる学校
い・い・な!!



せいと し どうていようかいてい
【生徒指導提要改訂について】

令和4年12月に12年ぶりに【生徒指導提要】が改訂されました。
改訂の背景には、問題行動やいじめ不登校等の増加や社会環境の変化による多様な背景をもつ児童生徒の増加、この間の生徒指導をめぐる法令の成立や改正が関係しています。

この【生徒指導提要】が示す今後の方向性として、児童生徒の自発的・主体的に成長・発達する過程を「支える」という視点を大切にしています。

その実現のために学校が、学習指導（教科の学び）の場においても生徒指導の観点を取り入れたり、学校以外の専門家や関係機関及び地域や保護者の皆様と連携・協働したりして、子どもたちの成長・発達を支援していきます。

本リーフレットが子どもたちの成長・発達を支えるひとつのツールとなることを心から願います。

ひょうし え いばら き しりつにしが わらしょうがっこう ねん くみ きょうどうさくひん
表紙の絵は茨木市立西河原小学校3年1組の共同作品です。

※令和5年度人権作品集（茨木市教育委員会）に掲載されたもの（学年は令和5年度時点）

1. いじめとは

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）より】

こんなことはいじめにあたる可能性があります

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- SNSやインターネットで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる重大な「人権侵害行為」であり、犯罪につながる行為でもあります。子どもがいじめの被害者にも加害者にもならないように、いじめの芽や兆候の段階で早期に発見することが大切です。また、いじめは被害の子ども、加害の子どもだけの問題ではなく、「傍観者」や「観衆」といった周りの子ども集団全体の問題でもあり、全体で取り組んでいくことも重要です。いじめやいじめの芽などにあたることを見たり聞いたりした際は、些細なことでも学校にご相談ください。

2. インターネット上のいじめについて

インターネット上のいじめは、外部から見えにくいこと、匿名性が高いことなどから、子どもが行動に移しやすい一方、一度拡散された画像や動画等の情報を消去することが難しく、深刻な影響を及ぼすことがあります。

また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、安易な行動を起こさないことが重要です。さらに、家庭でインターネット使用についてのルールを決めることも効果があります。ぜひご家庭でもルールについてお子さまとお話ください。

3. いじめの未然防止のために

いじめを生まない学校づくり（安心安全な学校づくり）

- 子ども一人ひとりに寄り添った指導（相談体制の構築や一人ひとりへの配慮等）。
- 自己肯定感や自己有用感を高めるため、子どもが主体的に活躍できる授業や行事の推進。
- 子どもたちの居場所となるような集団づくりの推進。
- 保護者、地域と学校の連携（早期発見、早期対応）。

教職員のスキルアップ

- 一人ひとり児童生徒の特性や課題、子ども同士の関係や集団の状況の理解を深める研修の実施。
- 「茨木っ子力」4つの力の育成のための観点の共有。（非認知能力の育成）
- いじめに関する研修の実施。

4. 子どもからのサインについて

「いじめ」のことは、子どもも相談をしづらと考えます。また、年齢が上がるにつれて、学校での様子をお家で話さなくなっていくます。しかし、いかに普段どおりに行動していても、無意識にいつもと違った行動や態度が表面化し、私たち大人や友人に「サイン」として知らせようとしています。いじめる側、いじめられる側関係なく、「サイン」に敏感になりましょう。

いじめられる側のサインに気づきましょう！！

- 朝、起きてこない。ふとんからなかなか出てこない。
- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- 朝になると、体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ささいなことで、イライラしたり、物にあたる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- 理由を言わないアザや傷痕がある。
- スマホの着信音におびえる。
- 寝つきが悪くなり、眠れない日が続く。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れる。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 教科書やノートに嫌がらせや落書き等がある。
- 遊びの中で笑われたり、命令されている。
- 服が汚れてたり破れていたりする。

いじめる側のサインに気づきましょう！！

- 言葉づかいが乱暴になる。
- 言うことを聞かない。
- 人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。
- おこづかいでは買えないものを持っている。

5. 学校の対応について

- すべての子どもにとって安心安全な魅力ある学校づくりを進めます。
- いじめの芽や兆候から早期発見・早期対応をするように努めます。
- 学校いじめ防止基本方針に則り、学校組織として対応します。
- いじめを受けている子どもに寄り添い、支援します。
- いじている子どもに、「いじめはしてはいけない」ことに気づかせる指導を行います。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制を整えます。
- 市教育委員会に報告し、連携して対応します。

6. 子どもがいじめに関わっていると感じたら…

もし、子どもが「いじめられている」「いじめに加担している」など、いじめに関わっていると感じたら、すぐに学校や相談窓口へご相談ください。